

それでは、届け出順に発言を許します。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） おはようございます。きょうは、私がトップバッターでございます。市民の声を活かす、市民の市政をモットーに頑張っております14番議員の小宮教義でございます。私の持ち時間は、わずか50分でございますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

この日曜日に、東京オリンピック、そしてパラリンピックが、2020年が決定をいたしました。56年ぶりということですから、今、私が58歳でございますので、私がちょうど9歳のころでございます。オリンピックのことは、ほとんど頭に描くことができません。この2020年の東京オリンピック、パラリンピック、これは現安倍政権の第4の矢というわけでございますので、これを機に、デフレからの脱却に加速を加えていただきたいと思います。

その一方、今、国際的にはいろいろございます。今、アメリカがシリアに対して、軍事介入をしようとしております。軍事介入すると、中東が不安定になります。そうすると、対馬の油も上がります。対馬の皆さんが、大変困る状態になるわけでございます。ぜひ、今進めておりますロシアとの調停案、これを早く受け入れていただいて、戦争だけはないようお願いをしたいと思います。

それにしても、この日本、ことしは、まあ暑い暑い夏でございました。四国には、アユで有名な四万十川がございますが、その上流に四万十市がございます。ここで、8月の12日に41度、これは日本の記録の更新でございます。そして、我がこの対馬も、19日に36.2度、この新しい気温の更新をしております。まあ、暑いのはすごかったですよ。外に出ると、このぼんのかそが煮えたぎるような、まさに暑い夏でございました。こんなに暑いと、人間だけじゃなくて、動物もまた大変でございますよ。

何か、副市長は、いつも私のことをにらんでるようでございますので、少しは笑ってくださいよ。（笑声）

新聞に（発言する者あり）（笑声） こういうのがあるんですよ。これは、宮崎の日向市ですよ。「猿の被害やまず議会中止」という記事なんですよ。これは、こう書いてありますよ。猿による住民へのかみつき被害が、宮崎県日向市で拡大をしておるんだと、被害が出てどうしようもないということなんですね。そして、この日向市の市議会では、9日から11日の間に——私どもと一緒に日にちでございますが——一般質問が予定をされていたが、黒木市長は、職員が猿被害への対応に追われて、答弁書の作成などの準備が難しいということで、議会が中止になっておりますよ。被害と言え、対馬はイノシシ、鹿がございますが、このイノシシ被害の影響で、議会の答弁書が作成されなくて議会が中止にならないように、ぜひ、市の幹部の方には重ねてお願いをしておきます。

先日の波田議員の一般質問にもございましたが、市職員による、ミスによる家賃の取り過ぎ、それに対する利息1,200万円、これは、全て市税で穴埋めしております。市民の税金で穴埋めをしたわけでございます。この前の懲罰委員会があったそうでございますが、紙による戒告もなく口頭注意という、誰が責任をとるのか、波田さんの質問にもありましたように、責任は全てトップがとる、これは行政も一緒です。民間企業も一緒。ならば、責任をとらなければならない。それは、市長は2期すれば、約4,000万円の退職金が出るわけでございますが、それもひとつ考えてみてはいかがでしょうか。

それと、前回の懲罰委員会、身内だけの非常に甘い処分であったが、私が前回のときにもお話ししました、再度委員会を開いて検討してみてもどうかとお願いしておりましたが、その分についてはどうなったでございましょうか。重ねてお尋ねをいたします。

では、さきに通告しておりました一般質問の3点でございますが、まず1点につきましては、当初の議案、第75号議案で質疑を十分にさせていただきましたので、この分については割愛をさせていただいて、2点だけ市政一般質問をさせていただきます。

まず第1点、病院跡地利用について。

これについては、巖原地区の区長さんから連名で陳情書が市のほうに出されておるとお聞きをしております。巖原市民皆さんが、できるものならば残していただきたいと思っておりますし、市長の公約でもありますので、ぜひという強い要望でございました。この跡地の利用については、現在、跡利用計画検討委員会が3回行われております。その進捗状況についてお尋ねをいたします。

そして2点目でございますが、市の組織のあり方についてということでございます。

さきの6月の定例議会の最終日に、市長の最後の挨拶の中に、政策マネージャーが辞職をしたんだと、一握りの、一握りの人によって、辞職をしたということですね。一握り、どれだけ握ったかわかりませんが、まあ、握りと言えばこっちの話になりますけども、今、巖原港に回転ずしができております。あそこの握りは、非常においしゅうございます。これで言う握りとは何なのか、一握りとは何なのかということでございます。6月の市長のその挨拶のときに、その言葉を発するとき、私のほうにその冷たい目が向いたようにございますが、私も入るのかなと思っておりますけども、一握りとは一体何ぞや、これについて。

2点でございます。よろしくお願いを申しあげます。

長かったな、前置きが。

○市長（財部 能成君） まず、最も簡単な答弁からさせていただきたいと思っております。

最後の一握りの分でございますが、本人との私の面談の中で、本当一握りの、一人の方の誹謗中傷によって、その一人の方の固有名詞は本人は出されました。もう、それ以上言えば、十分に、

今まで議会の中で誹謗された方のお名前が、そこでは出てきたということにとどめたいと思います。冷たい視線を自分に送られたという話がありましたが、そういう部分、十分にそこを理解をしていただければと思います。

先ほど、冒頭に世界の情勢、日本の情勢、さまざまなお話がございました。大変、コメントの中で、やはりその戦争のない世界というのを望むんだというふうな小宮議員の考え方、「あ、これは、きょうはバトルにならない」というふうに、私は逆に感じました。できれば、41度、36.2度の、そこまで熱くならない論議で終わればと思っております。

最終の分はそれで答弁とさせていただきます、最初の分につきまして、いづはら病院、中対馬病院跡利用計画検討委員会の進捗具合ということでございますが、これにつきましては、私、答申をいただく立場にあります。最終答申というのを、私は待ち望んでおる状況であります。この途中経過というものについては、私のほうには、当然ながら、ホームページ等で私も見させていただく状況であります。

第3回の会議が、去年の12月19日にあり、3月27日に2回目があり、3回目が先ほど言いました7月17日に開催をされております。委員会の内容というのは、委員の皆様、市民の代表の皆様も入って論議がされてるようであります。市民代表の委員のほうからは、先ほど、いづはら区長会のお話がありましたけども、病床を有した病院が必要なんだと、そして、それに老人介護施設をミックスした施設が望ましいという意見が出されたというふうに、報告を、当然受けた次第でございます。

県が定めてる医療計画の問題について、小宮議員と何度となく論議をするわけですけども、現在、この医療計画上の基準病床の取り扱いについて、私どもは勉強もさせていただき、そして県のほうに対し、「医療計画における基準病床数の算定に関する要望書」というものを、私自身は中村知事に提出をさせていただきました。何度となく、この場でも言っておりますが、離島振興法10条第8項にうたわれている部分、法で定められた部分を、きちんと基準病床数の算定基礎に盛り込むことを県はしないといけないというのが基本的な考え方で、要望を知事に、私自身は出している段階であります。

以上で答弁とさせていただきます。

済いません。（「いいよ、いいよ。もういい」と呼ぶ者あり）いや、あの、1点だけ。申しわけありません。

住宅、家賃の問題、懲罰委員会のお話がございました。それについては、懲罰委員会の委員長として、高屋副市長のほうに答弁をさせます。

○議員（14番 小宮 教義君） 答弁いらんですよ。それは通知してない分だから。

○市長（財部 能成君） ああ、そうですか。

○議員（14番 小宮 教義君） うん。時間がない。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この一握りの意味がやっとわかりましたですね。それは一握りじゃなくて、「一人の人に」というふうに言っていただければ、私も非常に理解しやすいんですけども。一握り、そして議会での話もありましたんで、それを重ね合わせると、私しか映らないわけでございますけども。まあ、私ごとき人間に言われたから、ねえ。

先ほど、誹謗中傷と言われましたけれども、私は誹謗中傷はしてませんよ。そこを理解していただきたい。まあ、それは、さっきの話は、また後で。

まず前段の、この病院なんですけど、私の通知の中には、3回行われた進捗状況ということですけども、それは当然市長のほうに答弁が上がります。結果がですね。それを見る立場ということでございますよね。それは理解はできますが、よく市長は、テレビでもそうですが、ケーブルテレビで、いつぞや記者会見のときに、対馬市民の命の大事さというのを、機会あるごとに市民にお伝えをされておられます。

第1回目の検討委員会の資料がここにありますけど、この中で、人の命の尊さをこのように言っておられます。まず、メンバーの委員が発言をいたします。この委員は、病院企業団です。

「新病院と競合するのではないかと懸念をするが」と、こういう文面がありまして、それに対して、市長は非常にすばらしい、命を守るための発言をされておりますよ。「病院企業団としての経営も十分理解できるが、それ以上にもっと考えてほしいのは、対馬市民の命をどんなふうにして守っていくのが根本だと思っている。自分たちの経営がありきではないと思っている。その経営を存続させるために、このような計画はあるのではないんだ。市民の命を守るためにあるんだ」と、これほどすばらしい発言をされておられますが、今でも、この市民を思う心、気持ちはお変わりはないんでございましょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の読み上げられました方向というのは、全くぶれてないと思っております。

ちょっと話は戻りますが、誹謗中傷の件に答えさせていただきたいと思いますが、誹謗中傷「された」というふうに分けてるのは、その方の捉え方でございますので、一握りの方が誹謗中傷をした考えはないと、仮におっしゃられても、捉える方の問題でございますので、その点は食い違いがあるのかなと思います。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この一握りの話は、2番目にいたしますから、十分にですね。

まず、この病院を片づけたいと思いますが、そこまで市民の命を考えるということはすばらし

いことですよ。これは、当然、トップとしては当たり前のことでございますが。

この新しい新病院が、美津島町に決定をしたのは、たしか23年の3月の18日だと思います。そのときに、市長は壇上で、確かにいづはら病院跡地についても、活用についても、発言をされておられます。そして、これに至るまで、例えば、病院が企業団が中心となつてつくってありました新病院建設推進管理会議というのがございます。これ、二、三年かけてやっておるんですが。そして、市が中心となっております対馬市新病院建設基本計画検討委員会と、こういう二本立てで今回の病院の建設の基本をまとめたわけでございますが、この2つの委員会の中で、それほどに市民の命を大事ということであれば、この中に計画として盛り込むか、盛り込むことができなくても、案としての提示はされたのでございましょうか。そんなに市民の命を大事と思うなら。どうなんでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 2つの会議があったんだと、その案の中に盛り込むべきではないかという御発言でございますが、それについては、私のほうも、全く参加をしてる委員会でもありませんし、こちらがこういう案でどうかというふうな、旧来のようなやり方で答申を求めているわけでもございませんので、皆さんの方向性というものをお聞きする、出していただくという委員会だったんじゃないかというふうな、私は捉えております。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この2つの委員会は、市長は出席してないかもしれないが、でも第1回目のときには挨拶もしておられますね。この対馬市の基本計画のときにはですね。公文書として残ってるわけで、挨拶しておられますよ。

そして、さっき言った第1回目のときには、このように挨拶されておられますよ。挨拶やなくて、その中で質疑応答がございましたが、「今回は、いづはら病院と中対馬病院の統合で、豊玉診療所はこれまでどおり継続し運営をする」と、こういう話もされておるわけですから、必然的に、それだけのいづはら市民の命を大事にするならば、このときに、この質疑応答の中でも加えるべきではなかったんですか。当初から、その、そのものは、考えすらなかったというふうな捉え方になりますけども、どうなんでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その会議の第1回目というのさえも、私のほうは失念しておりますが、いつの時点の会議かを、まず教えていただけませんかでしょうか。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 第1回目、平成22年11月の17日の会議ですよ。時間が16時15分から18時50分ということです。

それと、先ほど、これもそうですが、両方に市の関係者は出席しておるんですよ。推進管理委員会もそうです。市の幹部の方がおいででございますよ。特に、対馬市を中心とした検討委員会、これは、さらに対馬市の幹部の方も入っておりますよ。もしそういうことが、頭の中に少しでもひらめいたならば、かすめたならば、やはりそこに指示を出して、こういうことが言っとつくと、命の大事さはこうなんだからという考えも、そこに入ってもよかったんじゃないですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 22年の11月の会議だというふうにおっしゃられました。先ほど、私のほうが方向性を出したのが、23年の3月18日の最終日でございました。それらの期間的な差もありますし、その間に物事をしっかりと捉えて考えていくというふうな、企業団の方向性とかいうのも徐々に見えてくるとか、いろんなことがあった期間だというふうに、自分自身は今振り返っております。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 先ほど申しました、23年の3月の18日には決定をするんですよ。決定をするということは、どういう状態でこの対馬の医療圏をどうするのか、そして、どういうふうな配分にするのかということを決断をして、そして、建設場所を先ほど申しました新設地に決定したわけですよ。物事は、その前で決まるわけですから、その後がどうのこうのじゃなくて、その前提が大事なんですから、その前提において、そういう発言が一回もなかったのかということなんですよ。どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その間において、市民の意見等をずっと聞く機会があったわけですし、市民への働きかけっていうのもそれぞれでやってきた中で、3月18日、私は誰とも相談することなく、前の日の8時に、その方向性というのを副市長に初めて、こういう決定であしたは臨むということ、8時だったと思いますが、それまでは、一切、自分自身の中で組み立てをずっとしてたというふうに御理解をいただければと思います。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 物事というのは、順序があるんですよ。病院決定ということは、その規模がそこで決定するんだから、当然、企業団としても、対馬全体の医療体系をそこで確立するんですよ。そして、新病院に挑むんですから、その前にそういう話がなかったということは、常識的に考えて、冒頭からですよ、冒頭から、いづはらの病院の跡地については考えがなかったというふうに、私は理解をしております。

そして、ちょっと次にいきますけども。

○議長（作元 義文君） ちょっと待ってください。答弁があります。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 対馬島民の医療を守っていくために、物事の組み立てをしてる。その中には、当然、厳原の方々、それも含めて、私自身はしっかりと考えたつもりです。（「はい」と呼ぶ者あり）病院企業団が、自分らの経営ありきでの計画をしてもらっちゃいかんと（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）という考え方でおりまして、小宮議員がおっしゃってあることは、厳原にその病院をつくることを、あたかも反対されてるような方向性で聞こえて、私にはなりません。できれば、厳原にこの病院を設置することに向かって、一緒にお力を出していただきたいということをお願いをします。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 冒頭申しましたように、厳原市民はそれを望んだわけですよ。ただ、今までの経過として、それだけ大事ならば、そういう大きな会議に自分が行けなくても、部下に指示を出して、そういう内容の発言をさせたらどうかということだったんですね。まあ、そりゃ、いいでしょう。

それで、次の問題ですが、市長はこの前の一般質問の入江さんの質問、あのときにも、いつはら病院の跡地については民間でやるというふうな、経営をですね、いう話をされておりましたが、その分はそれでよろしいんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 地方公共団体が直営でやる考えは、私の中には全くありません。そういう意味で、民間という表現をさせていただきました。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） ということは、市長がよく言われる地域医療協会、そこが主になろうかと思うんですが、そこが単独でやるということなんでしょうか。それとも、市長は指定管理者制度に基づいてやるということでしたから、それも重ね合わせてやられるんでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 指定管理者制度もあるでしょうし、入ってきていただける法人の考え方もあるだろうと思います。何はともあれ、この検討委員会において、答申を出された後に、即座に動き出しをしたいというふうに、前回は申し上げましたが、私は待ってる状況であります。その後に、どういう手法で物事をやっていくかの交渉はしていきたいと思います。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 地域医療協会が指定しても、例えば対馬市が指定をして、指定管理者制度において、その振興協会に運営を任せたとしても、今、対馬地区の3病院が運営できるのは、国の特別交付金があるからなんですね。その個人病院、個人で経営する、そして指定管理者制度において公的病院になったとしても、今ある病院があるんだから、この交付税措置はで

きません。今でも、いつはら病院には3億から4億を出しよるんですよ。そして、個人が仮に来たとしても——そこで絶対ありませんけどね、病院はできないんだから——来たとしても、このような交付金措置はできないんですよ。すると、市が負担をしなければいけない。私の計算では約1億2,000万円ぐらい、毎年毎年生財源で負担することになりますけど、そういうところまで考えての民間経営ということなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） どうも話を聞いておりましたら、小宮議員は巖原地区に病院を設置することには、反対の考え方をお持ちなのかなと思われてなりません。決して、私どもはそういう考えではなく、巖原地区の人たちに、いかにすれば安心した生活ができるかを（「うん、ごもつとも、ごもつとも」と呼ぶ者あり）念頭に考えていきたいと思えます。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 私は、冒頭申したように、巖原市民は望んどるんですよ。それで、あとのとこで提案しますけれども、こういうふうにしたらできるんじゃないかということ。反対だけじゃございませんよ。先ほど言ったように、大変心配してあるんですから。だから、後でちょっと内容的なもの、説明いたしますけど。

だから、もしするとすれば、そういうふうなすごい赤字になります。これは、生財源で埋めることとなりますが、その根拠は、ここに医療関係の財政の規約がございます。その中にうたっておりますので、よく見ていただければ、その交付金ができないということはすぐわかりますから。

それと、この基準病床数が一番問題になるわけですが、これは第2回目のこの委員会のときに、これは委員会のやつですから、後で報告聞くということだけでも、ここは確認していかにかいかなんと思うんですが、2回目のときに、2回目もございますし、3回目もございます。時間ありませんから、3回目のほうがおもしろいかと思いますが。失礼ですね、内容的には充実しとると思いますが。

これは、第3回委員会の際の委員の発言です。これは、県から来た委員ですよ。こうしてますよ。最も代表する基準病床数については、こういう発言してます。「基準病床数は、基礎数値に基づいて計算に当てはめて決めるもので、県独自で決定はできない。改正離島振興法においても、かなりハードルは高いものと思われる。県の医療審議会において協議をされ、最終的には厚生大臣へ了承するものである。非常にハードルは高い。最終的には国の判断によるんだ」と。例として、「壱岐においても同じような基礎数値の中で計算をしておる」ということなんですが、非常にハードルは高いんですよ。

そして、離島振興法と言われるけれども、市長は、私が12月、同じような質問したときに、こうも言っとるんですよ。これは12月ですから、たぶん、県に行かれたのは8月か9月でしょ

う。24年の半ば過ぎですよ。「既に県の医療審議会には伝えておるんだ」と、「今回の改正離島振興法にうたっておる、離島における診療病床数の確保で、県にはどう考えてるのかということでお伝えしてきた」ということですよ。もうこのとき既に、離島振興法も交えた25年3月の長崎県医療計画の作成の中にも、十分これは入っとるんですよ。入っての今の結果なんですよ。そして、今、再度出されておるということですが、そりゃ、楽しみにしたいと思いますが。

だから、基準病床数は、もう幾ら言っても一緒です。ふえることはございません。これは決定です。私が前回お話ししたように、知事の答弁書もいただいています。認めることはできないということですから、新しい病床数はですね。じゃ、どうすればいいのかということですよ、基本的には。幾ら病床数上げろ、上げろ言ってもだめなんです。じゃ、どうしたらできるのか。できるのは、今の長崎県病院企業団だけなんですよ、法律的には。これしかできない。そして、市長が心配する64床の過剰病床、これについても、現在の医療圏であれば、企業団であれば、関係ないんですから、企業団しかできないんですよ。これしかできないんです。

それで、今のいづはら病院、あの後には、たしかに企業団の考えもあるでしょう。あるけれども、やはり新病院ができるんだから、それに対して、対馬全体の医療体系がまとまるまでの間、例えば3年でもいいじゃないですか、5年でもいいじゃないですか。特に、いづはら病院には透析もごさいます。だから、期限を切って、3年なら3年、5年なら5年と区切りを切って、特定の病院、余り費用がかからない病院にしなけりゃいけない。そうすると、入院だけでもいいじゃないですか。そういうふうな形でできるのは、企業団しかないんですよ。これしかないんですよ。そうすると、県が出そうとするこの結果。多分、来月ぐらいに出ますよ、結果は。でも、結果はもう、私、確認しました。今、長崎県に頼んである、見直しの分、頼んでますよね。その分については、近日のうちに返答するということですから、そうです、そうです。そして、その結論は、もう決まっています。結論は決まっとるんですよ。結論はできないのは決まっとるんだから、そういう結論を待つよりも、さっき言ったような、長崎企業団にまず頭を下げて、1回も頼んだことはいっていいということですから。いいじゃないですか、頼めば。頼んで、膝を交えて話して、ずっとじゃなくてもいいじゃないかと、期限を切ってやろうじゃないかと。そのためには、療養病床でもいいし、一般病床でもいいじゃないかという話をされたらどうなんですか。どうですか。それしか、道ありませんよ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の医療計画の考え方は、今おっしゃられたように、既存の病院を庇護していく基準病床の考え方で成り立っています。そういう意味において、今おっしゃられた、現法人がそのまま経営をする場合は、新たな基準病床数の枠ははめないよと（「そうそうそう」と呼ぶ者あり）というふうなことがあるのも、私は重々わかっております。

ただし、現時点において、病院企業団は3つの病院を経営をしていくという考えは持たないと、計画の前提がそこにありましたので、一切、このことについて、病院企業団にお願いをするというふうな考えは、今まで持ち合わせはありませんでした。そういう中で、別法人のことを考えていく。また基準病床について、先ほど、私が出した要望書の回答期限が、この今月中だとかいうのは、まだこちらには一切言ってませんが、それを小宮議員のほうに発言される県も、いささかおかしい話だなというふうに、今聞いておりました。そして、その結論というのは、出されているということさえも、こちらは聞いてませんが、その件については、今からでもすぐ私は、県の医療政策課ですかね。医療政策課ですか。

○議員（14番 小宮 教義君） そうです、そうです。

○市長（財部 能成君） どなたですか。

○議員（14番 小宮 教義君） 後で教えますから。

○市長（財部 能成君） 私は、要望に対するルールとして、物事の進め方がおかしいんじゃないかと抗議をしたい案件です。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 近日に出す予定ということですね。内容は、十分審議をしておくからということです。ということです。

それと（発言する者あり）それは後で言うから、それはいい。そういうことはあれですけども。（「あなたが先に言い出したんじゃないですか」と呼ぶ者あり）いや、結論……うん、はい。（「あなたがそういうことを先に言い出したんですよ」と呼ぶ者あり）うん、わかった、わかった。

だから、幾らどうのこうの言っても、この基準病床数はクリアできないんだから。極端に言うのと、その結論をもって、だめなときはもうできなくなるんですよ。それも一つの道かもしれないが、せっかく大きい病院があるんだから、企業団しかできないんですから、企業団にもっと歩み寄って、話をして、さっき言ったような内容的なもの、詰めをして、60床で難しいなら、30床でもいいじゃないですか。そういう詰めをすれば、残せる可能性が非常に高いんだから、そうすることによって、巖原地区の方も安心しますし。医療体系が整う3年か5年の間だけでもいいじゃないですか。そういうふうな検討をしていただきたいと思いますよ。

あと7分しかありませんから、例の一握りの話をしますけども、私も、この一握り、多分、私やなかろうかという憶測はしておりましたけども、まさにそのとおりでございますが。しかし、まあ、私みたいな浅学非才な人から誹謗中傷されたと言うてやめるというのは、このやめるほうもやめるほうですよ。それだけ能力なかったんですよ。だからやめるんですよ。そりゃ、ビジネス人じゃない。

じゃ、市長にお尋ねしますが、仕事というのは、この組織で行う仕事というのは、どういうふうに認識しておられますか。組織で行う仕事というのは。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） そういう話ではなく、基本的に、誹謗中傷をされるほうの立場に立った発言というのを、やはりしていただかないと。考えていただかないと。個人は、あなたのように強い人間ばかりではない。やはり相手のことをおもんぱかって、発言というのはやっていってほしいと。それは能力がないからだ、いとも簡単におっしゃられますが、決して能力の問題ではなく、心の捉え方の問題だと思います。どうか、日ごろから誹謗中傷が過ぎてると、私は思われてなりません。その人の退職の原因を聞いたときに、私は、この場できちんと一握りの方に伝えなくてはいけないと（「なるほどな」と呼ぶ者あり）思って伝えた次第です。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 仕事というのは、人間関係でやるんですよ。コミュニケーションをとりながらやるんですよ。それができないということは、さっき言った、高度な人間の資格がないんじゃないですか。だから、私が言っとったように、仲よしこよしは条例違反。昔の指名業者等を入れるようじゃね。だからいけないってことを言っておるんですよ。

それで、いつもわかる分があるんですが、この職員の採用については、期限付きの条例がございますよね。そして、2回ほどお尋ねするんですが、この条例の第2条の1項と2項、どれに該当するんだというお尋ねを2回してますよ。重ねてですね。そのたびに、市長の口からは、1条1項、2項にも該当するんだよという話をされます。そこで、市民の方はなかなか1条、2条ってわからんでしょうから、ここにパネルを持ってまいりました。後で、また2人の副市長のコメントいただきたいと思いますが。

これがパネルでございます。あ、済いません。申しわけない。こっちでした。こっちは例の水のトンネルでございました。こっちですね。

ここに、第2条は、高度な専門的知識、優れた見識ということですよ。第2条の1項ですよ、これは。そして2項に、任命権者は前項の規定によるほか、これを省いたほか、専門的、ここには高度はございません。専門的な経験を有するものということで、1条と2条は全く違うんです。1条は、役場の職で言えば、これはもう部長級ですよ。そして、下はただ単なる平の職員です。金額が全く違うんですから、給与体系が。だから、1条と2条は一緒じゃないんですよ。

なぜかという、この2条には規定がございます、規則がですね。テレビ映とるかな。この第9条に、これ規則ですよ、条例第2条第1項というのは、先ほどの高度な専門的知識を持つ者、これが1項なんですよ。いいですか。第9条、条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用した職員は、次の表のとおりとすると。今回は、たしか政策マネージャーですよ。という

ことは、1項、2項は一緒じゃないんですよ。これを今まで2回言ったけども、いつも一緒だということだが、これは私の話ですけども、新しい副市長もおられますんで、これをどういうふうにお二人が理解しておられるのか、解説されるのかを、市長のほうからお尋ねをしたいと思えます。お願いいたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃられていること、7月中途でやめていった職員の、高度な知識を持つてののかということをたびたび言われる中で、本人は幾ら頑張ろうとしても、このような公式の場で、本人の人格を否定するようなことをたびたび言われることのほうが、私は問題であらうと思えます。

○議員（14番 小宮 教義君） わかりました。じゃ、この解釈を早くしてください。

○市長（財部 能成君） 私は自分の信念に基づき、条例に基づき、やったつもりです。

○議員（14番 小宮 教義君） それはわかりました。先ほどの、こういうふうな条例、規則あるけども、また、これは私の意見だから、やはり意見それぞれ違いますからね。だから、せっかく副市長2人おられるんだから、市長の答えは1項も2項も一緒だということだから、じゃ、副市長さんお二人は、これをどのように捉えられるのか、これを市長さん、私お願いいたしますから、お二人のほうに御意見を賜りたいと思えます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その起こった時点におきまして、それは私のほうの問題であり、副市長の答弁を求める必要もない案件ではないですか。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 普通なら、間違っておれば、市長の行動が、決めたことが正しいことであれば、そのまま発言できると思えますよ。しかし、こういうはっきりとうたってあるんですよ。政策マネージャーなんでしょう、採用してるのは。そんなら、第2条の第1項じゃないですか。決まり切ったことなんですよ。それを、もう私は何回か行きましたけども、間違っているんじゃないのかと、訂正をしてみたらどうですかということも発言してますよ。そういう、かたくなにそうするべきじゃないですよ。悪いところは正さなければ。それで一歩進めばいいじゃないですか、何でもそうですよ。これは完全に、1条、2条は一緒じゃないんですよ。そういう基本的な条例、規則も解説できずに、このように専門士を選ぶということ、そのものが間違っております。

以上であります。

○議長（作元 義文君） これで小宮教義君の質問は終わりました。